

災害時の見舞金・弔慰金等の支給に関する規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人日本在来工法住宅協会（以下「当協会」という。）会員において天災等による財産被害があったときの対応及び見舞金・弔慰金について定めることを目的とする。

第2条（適用）

この規程を適用する会員は、「会員及び入会金に関する規則」第2条に定める、正会員、賛助会員、支部長とする。

第3条（適用範囲）

見舞金・弔慰金を支給する場合は、以下の各号の通りとする。

- 1 災害見舞金：会員の本社や連絡先登録された事務所が被災したとき
- 2 弔慰金：天災等により会員（代表者）が死亡したとき
- 3 その他、事務局で必要と認め理事の承認を得たとき

第4条（適用手続）

見舞金・弔慰金の適用に当たっては、事務局による状況判断の上、理事の承認を必要とする。適用の実績は直近の理事会にて報告することとする。

第5条（申請者）

原則として会員の代表者本人からの申請とする。ただし、代表者自身が死亡の場合は代理人からの申請を認める。

第6条（申請書類）

この規程の適用を受けようとする者は、別紙の災害見舞金・災害弔慰金申請書を当協会事務局へ提出し、その内容を証明する書類について、以下のいずれかを添付しなければならない。

- 1 罹災証明書
- 2 新聞の訃報掲載記事等
- 3 その他、客観的に天災による被災が証明されると認められるもの

第7条（災害見舞金の支給）

事務局承認ののち、別表の通り見舞金を支給する。ただし、当協会への未払い納入金がある場合は、原則これを認めない。

第8条（災害弔慰金の支給）

事務局承認ののち、別表の通り弔慰金を支給する。ただし、当協会への未払い納入金がある場合は、原則これを認めない。

第9条（改廃）

この規程は、理事会の決議により改廃する。

附則

1. この規程は、2019年3月27日より施行する。

（別表）

○本社・連絡先登録された事務所の被害

被災状況	見舞金
一部損壊 浸水（床下）	なし
半壊（大規模半壊含む） 半焼・半流出・浸水（床上）	15,000円
全壊 全焼・全流出・浸水（天井）	30,000円

○弔慰金

被災状況	弔慰金
死亡	30,000円

災害見舞金・災害弔慰金申請書

一般社団法人日本在来工法住宅協会 理事長 殿

この度、下記の事由により、災害見舞金・災害弔慰金支給の申請をいたします。

申請日 (西暦) _____年____月____日

■会員企業名 _____ 印

■代表者名 _____

(代表者が死亡された場合のみ代理人申請を承ります)

■申請事由 ※該当するものに ✓ をつけてください

	✓	被災状況	金額
本社・連絡先登録された 事務所の損壊	<input type="checkbox"/>	半壊 (大規模半壊含む)・半焼・半流出・床上浸水	15,000 円
	<input type="checkbox"/>	全壊・全焼・全流出・床上浸水 (天井まで達した場合)	30,000 円
会員代表者の死亡	<input type="checkbox"/>	天災による死亡	30,000 円

※1 本社・事務所の損壊について申請する場合、市町村発行の罹災証明書 (コピー可) を添付してください。

※2 会員代表者の死亡について申請する場合、事実確認ができる書類を添付してください。

■見舞金・弔慰金の振込先

	銀行	本 店	口座種類	(普通・当座)
	信用金庫		口座番号	
	信用組合	支 店	フリガナ	
	農協		口座人名義	

【事務局使用欄】

事務局長承認	種別	見舞金・弔慰金
	金額	円
/ /	振込日	/ /